

■愛知県営鳴海住宅PFI方式整備事業 入札説明書等に関する質問に対する回答

No	該当箇所						質問内容	質疑回答
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字		

入札説明書

1	3	2	(1)	キ	(ア)	b	既存棟の解体設計・監理料についても同業務が完了した場合も、一括して支払いが可能でしょうか。合わせて、解体工事代金の一括支払いも可能でしょうか。	既存住棟等の解体撤去設計費、取壊し工事費及び解体工事監理費については、平成31年度以降、毎年度1回、各年度末の出来高部分に相応する費用の10分の9以内の額を支払います。
---	---	---	-----	---	-----	---	---	--